

台風を伴わない大雨、洪水警報発表時の対応について

1 情報の収集に努める。

- (1) 気象情報により、発生と推移についての的確な情報を迅速に把握する。
- (2) 増水状況等の情報については、各町別に情報提供者（PTAなど）を委嘱するなど、地区からの情報提供の体制をつくっておく。

2 情報をもとに適切な措置を講ずる。

(1) 大雨警報発表時

適切な状況判断のもと、「臨時休業」「始業時刻の変更」「緊急下校（降園）」等の措置を講ずる。

① 始業前、幼児児童生徒が家庭にいるとき

- ア 市内一斉の「臨時休業」「始業時刻の変更」の措置について、午前7時までに教育委員会から学校（園）へ連絡をする。
- イ 市内一斉に休校（園）措置を取らない場合は、中学校区で相談し、学校（園）長の適切な判断で「臨時休校」「始業時刻の変更」の措置を講ずる。

② 緊急下校（降園）をさせるとき

通学路の安全確保及び道路状況をもとに、学校（園）長の判断で、中学校区で相談し以下の対応を取る。

- ア 通学路が危険となったときは、幼児児童生徒の安全な下校方法が確認されるまで、学校（園）に待機させる。
- イ 通学路の安全が確認されたときは、教職員等の引率又は見守りのもとで下校させる。
- ウ 気象状況及び地域の道路、河川等の浸水の状況から判断して、安全に帰宅することが、困難と認められる幼児児童生徒については、学校（園）で待機させるとともに、保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置を講ずる。

(2) 警報が発表されていないが大雨の恐れがある場合

① 始業前から雨が激しい場合

- ア 市内一斉に休校（園）措置を講ずるときは、午前7時までに「臨時休業」「始業時刻の変更」の措置について教育委員会から学校（園）へ連絡をする。
- イ 市内一斉に休校（園）措置を行わないときは、中学校区で相談し、学校（園）長の適切な判断で「臨時休校」「始業時刻の変更」の措置を講ずる。

② 始業後に雨が激しくなると予測される場合

- ア 市内一斉に下校措置を行うときは、教育委員会から学校（園）に連絡をする。
 - イ 市内一斉に休校（園）措置を行わないときは、通学路の安全確保及び道路状況をもとに、中学校区で相談し、学校（園）長の適切な判断で以下の対応を取る。
- ・ 通学路が危険となったときは、幼児児童生徒の安全な下校方法が確認されるまで、学校（園）に待機させる。
 - ・ 通学路の安全が確認されたときは、教職員の引率又は見守りのもとで下校させる。

- ・ 気象状況及び地域の道路、河川等の浸水状況から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる幼児児童生徒については、学校（園）で待機させるとともに、保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置を講ずる。

【緊急下校（降園）時の安全指導における留意事項】

- 歩道が設置されている道路においては、必ず歩道を歩行させる。
- 水かさの多い所、流れの速い所は避けさせる。
 - ・ 思わぬ深みや強い流れになっていることがあること。
 - ・ 面白がって、わざと入ることは、絶対止めること。
- 前方や左右の車の走行に絶えず気を配らせる。
 - ・ 強風が伴うときは、傘の使用を控える。
 - ・ 傘で前方が見えにくいことや、傘が通行の車にひっかかりやすいことに注意。
 - ・ 集団の流れで歩いてしまいやすいので、信号などは必ず自分の目で確かめること。
- 引率又は見守り教員等の指示に従い、ふざけず私語を止めて下校させる。

(3) 特別警報発表時

大雨特別警報については、「台風時等における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導並びに授業（保育）の実施について」の1、2のとおり対応する。

(4) 雷の発生時

気象情報をもとにして適切な措置を講ずる。

- ① 幼児児童生徒が下校（降園）前のときは、雷の発生状況を収集するとともに、下校（降園）を遅らせる等の措置を講ずる。
- ② 幼児児童生徒が下校（降園）途中に雷が発生したときのことを考えて、次のことを指導しておく。
 - ア 通学路途中の民家に避難をすること。
 - イ 木の下への避難は、危険であること。
 - ウ 突然、雷に遭遇したときは、体を丸くしてしゃがみ込むこと。

3 家庭及び関係機関との連絡

- (1) 緊急対応の措置を講ずる場合は、教育委員会と連絡を取るとともに、措置の結果を迅速に報告する。
- (2) 学校（園）の講じた措置が、確実かつ迅速に家庭に伝達されるよう、平素から緊急連絡体制を整えておく。